# 公害等調整委員会の事務局総務課に調査官を置く省令 （昭和五十四年総理府令第四十四号）

##### １

事務局総務課に調査官二人を置く。

##### ２

調査官は、命を受けて、公害に係る紛争の処理及び鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整に関する専門的事項の調査し、企画し、及び立案する事務に従事する。

# 附　則

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五六年四月三日総理府令第一四号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年八月一四日　平成一三年総務省令第三号）

##### １

この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

##### ２

この本部令は、その施行の日に、電波監理審議会議事規則等の一部を改正する命令（平成十三年総務省令第三号）となるものとする。